

10 経審Q&A

Q 1 社会保険（健康保険・厚生年金）の適用除外にはどのような場合が想定されるか。（その他の審査項目・42・43 項番関係）

A 1 社会保険は事業所を単位に適用される。次に述べる強制適用事業所にあてはまらない場合は適用除外の事業所といえる。但し、適用除外の事業所であっても任意加入を妨げるものではない。

＜強制適用事業所＞

次の1か2に該当する事業所は、法律により、事業主や従業員の意思に関係なく、社会保険への加入が法律により定められている。

1. 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所
2. 法人の事業所

Q 2 事業所として社会保険に加入しているが、一部未加入者がいる場合、その未加入者は職員として認められるか。

A 2 社会保険加入事業所における未加入者※は職員としてカウントしない。相応の給料が支払われていても、審査基準日現在において、未加入であるものは職員として認めない。

なお、経營業務管理責任者又は専任技術者が審査日時点においても未加入が継続している場合、建設業許可の要件である常勤性を満たしていないことになるので、速やかに加入すること。（※：制度として加入できない者を除く）

Q 3 審査基準日直前に入社した技術職員がおり、社会保険にも加入している。この場合、職員として認められるか。

A 3 認められない。平成23年4月1日より、技術職員には審査基準日から6ヶ月を超える雇用期間が求められるようになったため。

Q 4 事業所として社会保険に加入していない場合、職員として認められるにはどうすればよいか。

A 4 社会保険に未加入又は適用除外である場合は、月額給与（賃金・報酬等）が定められ、役員等は年額103万円以上、その他の従業員等は毎月一定の金額（原則「最低賃金（時間額）×8時間×20日」を超える金額）が支払われていることが確認できれば、職員として認めている。

なお、社会保険の強制適用事業所が未加入の場合は、法令違反になるので速やかに加入することが望ましい。

Q 5 下請で工事を請け負ったが、その工事は一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）となりうるか。

A 5 一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、その性質上、元請で請け負った工事があてはまる。原則的に下請工事は一式工事にはならない。但し、民間工事において、発注者と元請業者との間で一括下請負を書面で認めた場合等は、下請工事であっても一式工事となりうる。(平成20年11月から、民間工事においても、共同住宅を新築する工事は、発注者が書面で認めた場合でも一括下請けは禁止となったので注意。)

Q 6 長期に渡る工事があるが、工事完成前に、工事の進捗に合わせて部分的に収益を計上してよいか。

A 6 平成22年4月の建設業法施行規則等の改正により、収益の計上基準について、工事進行基準が原則として採用されることになった。ただし、工事進行基準での完成工事高を計上するためには、工事の進捗度を合理的に見積りできることが前提のため、最終請負額に大幅な変更が予想されるもの等については、従来の完成基準により計上すること。

Q 7 経審の結果はいつ頃届くか。

A 7 経審の受審日から約1ヶ月前後に発送する。申請から到達するまでの処理期間を考慮して申請すること。

Q 8 申請後に申請業種を変更できるか。

A 8 申請後の申請業種の変更はできない。例外はない(Q9の場合を除く)。申請業種の誤りがないよう十分注意すること。

Q 9 経審受審後に業種追加した。この場合、新たに取得した業種について、審査を申し込めるか。

A 9 経審を受審後であっても、新たに許可を取得し、その業種について経審の審査を希望する場合は申し込める。
なお、その際の審査は、追加業種と既受審業種で受けることになる。

Q 10 事業を承継した。この場合、被承継人(父親等)時代の実績を完成工事高に計上することはできるか。

A 10 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内(又は3年)の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 配偶者又は二親等以内の建設業者(個人に限る)から建設業の主たる部分を承継した場合
- ② 被承継人が建設業を廃業すること

- ③ 被承継人の営業年度と承継人の営業年度が連続すること
- ④ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

Q 1 1 個人事業者として営業してきたが、今度会社を立ち上げた。この場合個人時代の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 1 次の要件を満たす場合は、当期営業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年）の各営業年度における完工高を算定基礎とすることができる。

- ① 個人時代の建設業を廃業すること
- ② 個人事業主であった者が50%以上出資し、設立した法人であること
- ③ 営業年度が連続すること
- ④ 個人事業主であった者が代表権を有する役員であること

Q 1 2 営業を譲り受けるかたちで企業合併をした。消滅した業者の実績を完工高に計上することはできるか。

A 1 2 当期営業年度からさかのぼって2年以内に合併の沿革を有する者（吸収合併においては存続会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう）又は建設業を譲り受けた者は、当期営業年度開始日の直前2年（又は3年）の各営業年度における完工高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者の完工高を含めることができる。

Q 1 3 災害発生時の緊急連絡網、防災訓練の案内文等をもって防災協定の確認資料とすることはできるか。

A 1 3 防災協定の確認資料としては、自治体等と直接防災協定を締結している場合は、自治体との協定書の写しを持参する。協会や協同組合等の建設業団体が自治体等と防災協定を締結しており、その構成員として災害時の防災活動を担う場合は、当該団体が発行する、“防災活動に一定の役割を果たすことを証する証明書”を持参する。緊急連絡網等では、協定締結の当事者が誰か判別できず、確認資料としては認めない。

Q 1 4 防災協定を締結するにはどうしたらよいのか。

A 1 4 防災協定は、各自治体等が防災対策上の必要性・実効性を判断した上で締結されるものであるから、各自治体等の防災担当部署に確認すること。

Q 1 5 制度改正により技術者が1人2業種までになってしまった関係で技術者が配置できない業種があるが、その業種で経審を受けることはできるか。

A 1 5 技術者が0人でも経審を受けることは可能。
また、1人2業種の制限は、経営事項審査の評価上だけであり、建設業許可

の専任技術者や現場の配置技術者については、従来どおり1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種の技術者になることができる。

Q16 経理処理の適正を確認した旨の書類を、決算の書類作成を依頼している外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士等に頼んで作成してもらっても加点されるのか。

A16 経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員（常勤）で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者もしくは1級登録経理試験に合格した者が署名を付したものでなければならない。

したがって、外部の会計士や税理士に頼んで作成しても加点の対象にはならない。

Q17 建設工事と見なさないものにはどんなものがあるか。

A17 資材や機械の販売、運搬、除草・草刈り、樹木の剪定、保守・管理などは兼業売上に計上する。

※保守・管理（現状を維持するために必要な役務）業務は、委託契約をしている場合が多い

Q18 前年度の経審時に一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）に含めていた業種について、今回は分けて受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどのようにすればよいか。

なお、前年度の一式工事の完工高は変更したくない。

A18 ① 前年度に一式工事に含めていた業種の完工高については、一式工事の完工高から今回受審しようとする業種の完工高を差し引いて、それぞれに形状すること。

② 前回一式工事に含めた「とび・土工」工事を今回分けて受審する場合、一式工事に含めた「とび・土工」の完工高と「その他工事」に解体工事を含めていた場合は、それらを合算して計上すること。

③ 今回分けて受審する場合、一式工事の完工高は変更（減額）になる。

Q19 前年度には受審しなかったため、完工高を「その他工事」に計上した業種について、今回、新たにその業種で受審する場合、前年度の完工高の取扱いはどうすべきか。

A19 今回、新たに審査対象とする業種の完工高については、「その他工事」から差し引いて、審査対象とする業種それぞれに計上すること。